

要望等内容	回答
<p>大磯町の静かで落ち着いた景観が気に入り、町に転入して20年以上になりますが、最近国道1号線沿いに開店したいくつかの店舗が（個人的主観ですが）街の景観を大きく損ねている様に感じるので、意見させていただきます。</p> <p>具体的には（実名を挙げて恐縮ですが）次の2店です。</p> <p>「レンタル着物：ハレキノ・シャトル」（「大磯宿小島本陣跡」前）</p> <p>「肉と野菜の店：相模園」（「大乘山妙昌寺」近く）</p> <p>何れも派手な看板や外装が猥雑な繁華街にある店のイメージで、とても「大磯町景観計画」に沿ったものとは思えず、特に次の疑問を感じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各事業者の外観計画に対し、「大磯町景観計画」が具体的にどの様に適用、認可されたのか。 2. もしこれらの店舗外観が「大磯町景観計画」に沿った（認可された）ものなら、同計画を一層適正/厳格なものに改正する必要があるのではないか。 <p>今後、個別事業者毎の自由なデザインに任せていたのでは、街の景観が統一感の無い醜いものになってしまう、即ち「大磯町景観計画」が意味を成さないものになってしまうことを強く危惧するので、手遅れにならぬ内に早急な検討・見直しを強く望みます。</p>	<p>町政につきましては日頃よりご理解、ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>「大磯町景観計画の運用について」にご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>今回いただきました2点のお問い合わせにつきましては、関連がありますので一括でお答えさせていただきます。</p> <p>大磯町では、平成21年3月より、景観法に基づく「大磯町景観計画」を策定し運用を行っております。同計画には看板などの「屋外広告物」についても、その表示や掲出物件の設置に関し配慮誘導を必要とする考え方を示しています。しかし、屋外広告物に係る許認可事務をいままですべて神奈川県が担っていたため、ご指摘の1例目を含め、町が個別事業者と景観に関する協議を行うタイミングなどが連動せず、配慮誘導がうまく機能しない事例が昨今発生しました。</p> <p>この状況の解決に向け、昨年度に神奈川県と協議し、景観協議と許認可事務が連動して行えるよう、町へ屋外広告物の許認可事務に係る権限を移譲することとし、令和5年4月より運用を始めております。</p> <p>ご指摘のありました、2例目につきましては、権限移譲後の4月5日に開店（4月17日）の情報を得たことから、町から事業者へ協議に出向き、出店場所が同計画における「小淘綾海岸松林景観形成重点地区」であることを説明し、同地区の「景観形成方針」をよく理解していただき、景観形成へ配慮したうえで屋外広告物許可申請書を提出していただいております。なお、具体的な配慮事項としては、商号等の照明を暖色系に変更、立看板の枚数を減らし鉢植えなどの緑化、のぼり旗は撤去となりました。</p> <p>今後は、屋外広告物設置について早期の情報収集に努めるほか、屋外広告物許可申請時に景観形成への配慮の協力を求めることについて、広くホームページなどで周知させていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>※本件に関する主管課は、次のとおりです。 都市計画課 開発指導係（内線 289）です。</p>

まちのこえ受付日：R5.4.30

掲示日：R5.5.30